

八代市坂本支所周辺まちづくり学識者懇談会 傍聴規程

第1 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場に応じてその都度定めます。

第2 傍聴の手続き

- 1 会議の傍聴を希望する方は、受付で住所、氏名を記入し、事務局の指示に従って入室ください。
- 2 傍聴の受付は、定員になり次第締め切ります。

第3 傍聴にあたっての遵守事項

- (1) 会議中は、私語を慎み、静かに傍聴すること。
- (2) 会議における発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 会場において飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等をしないこと。(ただし、会長が認めたときを除く。)
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱したり、議事を妨害するような行為をしないこと。

第4 事務局の指示

傍聴される方は、上記第3のほか、事務局職員の指示に従ってください。

第5 傍聴人の退場

傍聴される方が、上記第3又は第4に違反し、注意を促してもなお従わないときは、会場から退場していただく場合があります。

第6 会議の非公開

会場の秩序維持の必要が生じたとき又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じたときは、会議を途中から非公開とする場合があります。

附 則

この規程は、令和4年1月12日から施行する。